

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 平成28年3月16日（水）15時00分

発表項目	インフルエンザ警報の発令について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) 月 日 () 時 分	発表者	
		発表場所	
概要	<p>インフルエンザは、例年11月頃から流行が始まり、1月～2月に流行がピークを向かえているところです。</p> <p>全国、全道でも依然としてインフルエンザの流行が続いている中、当管内でもこの度、平成28年第2週の注意報発令以降、患者数が一定水準で増減していたところ、急激に増加し、警報が発令されたことから、予防対策の徹底を図るため情報提供を行うものです。（詳細は別添資料のとおり）</p> <p>1 釧路保健所管内におけるインフルエンザに係る定点医療機関からの発生状況報告（H24年～H28年第10週）</p> <p>2 今冬のインフルエンザ総合対策について</p>		
参考 ※発表のポイントやねらい、経緯等	<p>管内の市町村及び医療機関を対象として、平成27年11月18日付けで、国が策定した「今冬のインフルエンザ総合対策」や「インフルエンザQ & A」等の関係資料を発出し、注意喚起を行っておりますが、一般家庭や職場等においても、より一層のインフルエンザ予防対策の徹底を呼びかけ、管内での流行防止を図るものです。</p> <p>なお、今シーズンの当管内（定点医療機関数：11）のインフルエンザの流行状況は、第2週に一定点医療機関当たりの受診患者数が10人を超えて16.45人（患者数週計：181人）となり、注意報が発令されましたが、その後も増加が続き、第10週には40.64（患者数週計：447人）に達し、一定点当たりの受診患者数が30人を超えて、今季初めての警報発令となり、今後も流行の拡大が懸念されているところです。</p> <p>また、本件につきましては、管内各市町村の感染症対策担当課や一般社団法人 釧路市医師会に対しても通知し、管内の関係施設等に対する周知を依頼しております。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	インフルエンザの予防に係る正しい知識の普及や予防啓発のために、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	<p>この発表についての問い合わせは 北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室（北海道釧路保健所） Tel：0154-22-1233（代表） 健康推進課長 まで、お願いします。</p>		

インフルエンザ警報の発令について

平成28年3月16日(水) 15時00分

北海道釧路保健所
(北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室)
電話：0154-22-1233

釧路保健所管内において、次のとおりインフルエンザ警報を発令したので、お知らせします。
記

1 発令場所 釧路保健所管内

<インフルエンザ受診患者数(第10週暫定値(平成28年3月7日～3月13日))>

	釧路	全道	全国
定点当たり患者数	40.64人	28.46人	35.35人
定点受診患者総数	447人	6,433人	174,970人

※(全道・全国は第9週数値)

2 インフルエンザ注意報・警報の初発令状況(平成24年～28年)

年	注意報		警報	
	発令	保健所	発令	保健所
平成27-28年	H27第週(11.24-30)	帯広	H28第1週(1.4-10)	根室
平成26-27年	H26第48週(11.24-30)	深川	H26第49週(12.1-7)	紋別
平成25-26年	H25第46週(11.11-17)	室蘭	H26第5週(1.27-2.2)	釧路
平成24-25年	H25第1週(12.31-1.6)	江別・室蘭・根室	H25第3週(1.14-20)	静内、釧路、根室

3 対応

手洗いやうがいの励行、マスクの着用、人混みを避けること、十分な栄養と休養をとり体の抵抗力をつけることなどのインフルエンザ感染予防を呼びかけています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)

4 参考

(1) インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査事業により、全道のインフルエンザ定点医療機関(報告数227か所)を受診したインフルエンザ患者数があらかじめ定めた流行開始や注意報・警報の発令基準値を超えた場合に発令します。

注意報は流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は大きな流行の発生や継続が疑われることを示します。

《発令基準》流行開始：	1 定点当たりの受診患者数が一週間で	1 人を超えた場合
注意報：	”	10 人を超えた場合
警報：	”	30 人を超えた場合
※	警報発令後は1 定点当たりの受診患者数が10 人を超えると警報を継続	

(2) 最近5週における定点当たり報告数(速報値)(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	H28年第5週 (2/1～7)	H28年第6週 (2/8～14)	H28年第7週 (2/15～21)	H28年第8週 (2/22～28)	H28年第9週 (2/29～3/6)
釧路	27.82	29.55	24.09	23.55	26.91
全道	44.75	43.67	35.31	29.33	28.46
全国	34.77	40.08	37.21	36.17	35.35

○ 釧路保健所管内における「インフルエンザ」に係る定点医療機関からの発生状況報告(H24年～H28年第10週)

(単位:人)

月	1月				2月				3月				4月					5月					6月					7月				8月					9月				10月				11月				12月					合計	注意報(回)	警報(回)					
	週数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52				53				
H28	84	181	260	224	308	325	265	258	298	447																																						2647	9	1											
H27	194	324	225	314	275	266	148	117	160	113	148	136	87	56	17	22	16	6	6	2	5	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	10	36	2686	0	12				
H26	17	121	110	207	570	546	591	696	557	462	591	442	209	100	43	53	32	29	21	39	13	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	11	96	299	402		6265	4	9						
H25	12	111	339	675	698	565	282	201	165	69	23	13	5	14	13	24	29	15	6	18	15	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	8	16	2	3	2		3535	1	7		
H24	21	49	113	235	308	338	345	281	195	181	197	204	156	87	93	135	151	44	30	14	16	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	4	5	10		3228	5	8

※留意事項

- ①インフルエンザ注意報：一定点当たりの受診者数10以上、釧路管内ではトータル110人以上の受診者で発令される。→上記表中の人数を下線で表記。
- ②インフルエンザ警報：一定点当たりの受診者数30以上、釧路管内ではトータル330人以上の受診者で発令される。→上記表中の人数を下線+太枠で表記。

◎ 参 考

1 インフルエンザの流行開始・注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査事業により、全道のインフルエンザ定点医療機関(施設数:227か所/釧路管内:11か所)を受診したインフルエンザ患者数があらかじめ定めた流行開始や注意報・警報の発令基準値を超えた場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】流行開始:1定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で 1人を超えた場合
注 意 報: " 10人を超えた場合
警 報: " 30人を超えた場合
※ 警報発令後は1定点医療機関あたりの受診患者数が10人を超えると警報を継続

2 最近の5週における定点あたり報告数(速報値)(表示は、「患者/定点」単位:人)

	H28年第6週 (2/8~2/14)	H28年第7週 (2/15~2/21)	H28年第8週 (2/22~2/28)	H28年第9週 (2/29~3/6)	H28年第10週 (3/7~3/13)	備考
釧路	29.55	24.09	23.55	26.91	40.64	
全道	43.67	35.31	29.33	28.46	—	
全国	40.08	37.21	36.17	35.35	—	

平成 27 年度

今冬のインフルエンザ総合対策について

1. はじめに

この冬のインフルエンザの流行に備え、「今冬のインフルエンザ総合対策」を取りまとめ、国や地方自治体がインフルエンザ対策に取り組むとともに、広く国民の皆様インフルエンザに関する情報を提供するとともに、適切な対応を呼びかけることといたしました。

季節性インフルエンザのウイルスには、A (H1N1) 亜型（平成 21 年に流行した新型インフルエンザと同じもの）、A (H3N2) 亜型（いわゆる香港型）、B 型の 3 つの種類があり、いずれも流行の可能性があります。流行しやすい年齢層はウイルスの型によって多少異なりますが、今年も、全ての年齢の方がインフルエンザに注意する必要があります。

国民の皆様におかれましては、以下を参考にして、御家庭や職場などにおいて、適切に対応していただくようお願いいたします。

2. 予防・啓発の取組

(1) 専用ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設

厚生労働省のホームページに、インフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設します。

[インフルエンザ（総合ページ）]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleenza/index.html

※参考 [国立感染症研究所 感染症疫学センター：インフルエンザとは]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

(2) インフルエンザ予防の啓発ツールを作成し、電子媒体形式で提供

厚生労働省は、「今冬のインフルエンザ総合対策」ページにインフルエンザ予防のための啓発ツールを作成し、電子媒体形式（PDF ファイル）で掲載・提供します。

今年の啓発ポスターは、昨年同様、厚生労働省版（タテ）と、各地キャラクターコラボ版（ヨコ）を作成しました。また、カレンダーや電話伝言メモ等の啓発ツールをホームページに掲載し、インフルエンザについて関心を持っていただき、正しい理解と啓発に努めます。

都道府県、医療機関、学校、職場等におかれましても、適宜ダウンロードして御活用いただき、インフルエンザ予防啓発の呼びかけに御協力をお願いいたします。

[インフルエンザ 啓発ツール]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

(3) インフルエンザ Q&A の作成・公表等

厚生労働省と国立感染症研究所感染症疫学センター、日本医師会感染症危機管理対策室は、毎年インフルエンザの流行シーズンに寄せられる質問項目の中で、頻度の高いものを整理し、これらを Q&A にまとめ、「今冬のインフルエンザ総合対策」ページで公表していません。

また、パンフレット等を活用し、インフルエンザ感染対策を推進していきます。

[インフルエンザ Q&A (平成 27 年度)]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

3. 情報提供

(1) 流行状況

厚生労働省は、「今冬のインフルエンザ総合対策」ページにインフルエンザ発生状況等（発生動向情報、インフルエンザ様疾患報告情報など）を逐次掲載し、更新します。流行状況を踏まえた対策の実施にお役立てください。

① 厚生労働省からの毎週の報道発表

以下の情報について、毎週、原則として金曜日に報道発表します。

[インフルエンザに関する報道発表資料]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou.html>

(ア) インフルエンザ定点報告情報

各都道府県が選定した全国約 5,000 か所のインフルエンザ定点医療機関から報告されるインフルエンザの発生状況について、情報収集を行うとともに、集められた情報を分析し、提供・公開します。

(イ) インフルエンザ様疾患発生報告（学校休校情報）

全国の保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においてインフルエンザ様疾患による学級・学年・学校閉鎖が実施された場合に、その施設数及びその時点においてインフルエンザ様疾患で休んでいる学童等の数を、各学校等及び各都道府県教育担当部局の協力に基づき収集し、提供・公開します。

(ウ) インフルエンザ入院患者情報

各都道府県が選定した全国約 500 か所の基幹定点医療機関から報告されるインフルエンザの入院患者の状況について、情報収集を行うとともに、集められた情報を分析し、提供・公開します。

② その他の関連情報提供

(ア) インフルエンザ流行レベルマップ

インフルエンザ流行状況の注意報・警報を地図上に表示し、注意喚起を行います。

[インフルエンザ流行レベルマップ]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-map.html>

(イ) 流行状況の過去 10 年間との比較グラフ

過去 10 年間と今年のインフルエンザの流行状況を比較してグラフに表示し公開します。

[インフルエンザ過去 10 年間との比較グラフ]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-m/813-idsc/map/130-flu-10year.html>

(ウ) 感染症発生動向調査週報 (IDWR)

感染症の発生状況の情報を、分析し、提供・公開します。

[感染症発生動向調査週報ダウンロード]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr-dl.html>

(エ) インフルエンザ関連死亡迅速把握 (関連死亡情報)

インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うため、21 指定都市及び特別区からの協力を得て、インフルエンザ関連死亡の把握を行うための調査を行います。

[インフルエンザ関連死亡迅速把握システム]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/component/content/article/590-infectious-diseases/disease-based/a/flu/idsc/131-flu-jinsoku.html>

(オ) 各シーズンのインフルエンザに関するまとめ

シーズンの流行状況に関する迅速なまとめを各シーズン終了時期に公表していません。

「今冬のインフルエンザについて(2014/15 シーズン)」

<http://www.nih.go.jp/niid/images/idsc/disease/influ/fludoco1415.pdf>

「今冬のインフルエンザの発生動向 (2013/14 シーズン)」

<http://www.nih.go.jp/niid/images/idsc/disease/influ/fludoco1314.pdf>

(2) ワクチン・治療薬等の確保の状況

ワクチン・治療薬等の今シーズンの供給予定量は、以下のとおりです。

※昨年度の推計患者数は 1,535 万人でした。

① インフルエンザワクチン

今シーズンの供給予定量（平成27年6月現在）は約5,946万回分（約2,973万本）で、昨年度と比較して約11.15%減となります。なお、昨年度の推計使用量は約2,649万本でした。

※1回分は、健康成人の1人分の接種量に相当します。

② 抗インフルエンザウイルス薬

今シーズンの供給予定量（平成27年9月末日現在）は以下のとおりです。昨年度の供給予定量に比べ約55万人分減となっています。

ア タミフル（一般名：オセルタミビルリン酸塩 中外製薬）

約700万人分

※タミフルカプセル75及びタミフルドライシロップ3%の合計

イ リレンザ（一般名：ザナミビル水和物 グラクソ・スミスクライン）

約390万人分

ウ ラピアクタ（一般名：ペラミビル水和物 塩野義製薬）

約75万人分

エ イナビル（一般名：ラニナミビルオクタ酸エステル水和物 第一三共）

約700万人分

③ インフルエンザ抗原検出キット（迅速タイプ）

今シーズンの供給予定量 約2,795万人分で、昨年度と比較して大きな変化はありません。

4. その他

(1) 「咳エチケット」について

厚生労働省は、他の人への感染を防ぐため、「咳エチケット」をキーワードとした普及啓発活動を行い、マスクの着用や人混みにおいて咳をする際の注意点について呼びかけることとします。

- 咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

（２）予防接種について

インフルエンザワクチンの予防接種には、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと考えられます。

65歳以上の高齢者、又は60～64歳で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方は、予防接種法に基づく接種を受けることが可能です。

（３）高齢者の入所施設等における感染防止対策の推進

高齢者等のインフルエンザに罹患した場合の高危険群の方が多く入所・入居している高齢者の入所施設等においては、まずは、施設内にインフルエンザウイルスが持ち込まれないようにすることが重要です。したがって、厚生労働省は日本医師会感染症危機管理対策室とともに、インフルエンザウイルスの高齢者の入所施設等への侵入の阻止と、侵入した場合のまん延防止を目的とした標準的な手引書「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」を各施設に普及していきます。

なお、インフルエンザに対する高危険群に属する方が多く入所・入居している高齢者の入所施設等においてインフルエンザの流行が発生した場合には、都道府県等は、当該施設等の協力を得て調査を実施し、感染拡大の経路、感染拡大の原因の特定などを行うことにより、今後の施設内感染の再発防止に役立てることが重要であり、厚生労働省は、都道府県等から調査の実施に当たって協力要請があった場合には、積極的に対応します。

また、厚生労働省は、医療機関に対しても、以下の手引き等を参考に、インフルエンザについての院内感染防止に関する指導をいっそう徹底するよう努めることとします。

[インフルエンザ施設内感染予防の手引き]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

[医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き 等]

http://www.nih-janis.jp/material/material/Ver_5.0本文_070904.pdf

（４）相談窓口の設置

厚生労働省は、インフルエンザを始めとした感染症の一般的予防方法、流行状況や予防接種の意義、有効性、副反応等に関する国民の皆様の疑問に的確に対応するため、「感染症・

予防接種相談窓口」を開設します。具体的な対応は以下のとおりです。

○感染症・予防接種相談窓口

電話番号：03-5276-9337（午前9時～午後5時 ※土日祝日、年末年始を除く）

※行政に関する御意見・御質問は受け付けておりません。

※本相談窓口は、厚生労働省が業務委託している外部の民間会社により運営されています。